

○参照条文

計量法（平成4年法律第51号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

（使用の制限）

第十六条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八条、第十九条第一項及び第一百五十一条第一項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（以下「指定検定機関」という。）が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項（第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

（合格条件）

第七十一条 検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。

一 その構造（性能及び材料の性質を含む。以下同じ。）が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。

3 第一項第二号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により、第百二条第一項の基準器検査に合格した計量器（経済産業省令で定める特定計量器の器差については、経済産業省令で定める標準物質）を用いて定めるものとする。

(検定証印)

第七十二条 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

- 2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

(計量行政審議会)

第一百五十六条 経済産業省に、計量行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審議会への諮問)

第一百五十七条 経済産業大臣は、次の場合には、審議会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第二号若しくは第四項、第三条、第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第十二条第二項、第十三条第一項、第十六条第一項、第五十一条第一項、第五十三条第一項、第五十七条第一項若しくは第七十二条第二項の政令、第十二条第一項の商品を定める政令又は第十九条第一項の特定計量器を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

計量法施行令（平成5年政令第329号）（抄）

（特定計量器）

第二条 法第二条第四項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

二 質量計のうち、次に掲げるもの

ロ 自動はかりのうち、目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの

五 体積計のうち、次に掲げるもの

イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの

（1）水道メーターのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの

（使用の制限の特例に係る特定計量器）

第五条 法第十六条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

三 第二条第二号ロに掲げるもののうち、次に掲げるもの以外のもの

イ ホッパースケール

ロ 充填用自動はかり

ハ コンベヤスケール

ニ 自動捕捉式はかりのうち、ひょう量が五キログラム以下のもの

（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三

特定計量器	有効期間
二 積算体積計	
イ <u>水道メーター</u>	<u>八年</u>